

令和6年度介護保険福祉用具・
住宅改修評価検討会（第3回）

令和7年3月4日

資料4

通信機能を備えた福祉用具の取扱いについて

1. 前回の振り返り

2. 主なご意見と対応の方向性について

- ① 前回提示した課題に対して
- ② 備えても良い通信機能の用途
- ③ 通信に要する費用の範囲
- ④ 通信機能を備えた福祉用具の評価・検証
- ⑤ その他

3. 見直し案及び論点

4. 参考資料

通信機能を有する福祉用具の現状・課題及び論点①

介護保険福祉用具・住宅
改修評価検討会（第2回）

資料4
抜粋

令和6年10月15日

【現状】

- 通信機能を備えた「認知症老人徘徊感知機器」については、当該福祉用具の種目に相当する部分と外部通信機能の部分が物理的に区分できる場合に限り、福祉用具の種目に相当する部分のみを給付対象としてきた。
- 通信機能部分を福祉用具とは別の外付け（オプション）として販売するケースもあるが、近年、通信機能が搭載され、福祉用具の本来目的である機能とは別の機能を備えた福祉用具の開発も増えている。

【課題】

スマートフォン等の普及により各種データの取得・分析が容易になり、居宅内に限定されない通信機能を備えた福祉用具の将来性が期待されるが、通信機能部分の物理的な分離を求め、分離できないものは用具自体を給付の対象外としている現行制度が、開発企業の技術開発の方向性を制約してしまう恐れがある。

【論点】

「認知症老人徘徊感知機器」以外の通信機能を備えた福祉用具も、物理的な分離を要する前提を見直し、通信に要する費用（通信費、通信環境の整備費用、通信機器部分のメンテナンス・修理交換）が明確に分離されれば、通信機能を備えた福祉用具として本体部分を給付の対象とすることも考えられるが、その場合にどのような課題が考えられるか。

通信機能を有する福祉用具の現状・課題及び論点②

介護保険福祉用具・住宅
改修評価検討会（第2回）

令和6年10月15日

資料4
抜粋

【現状】

福祉用具の本来目的である機能と一体不可分である通信機能については、「認知症老人徘徊感知機器」も含め、介助者が居宅内にいることを前提として個別に検討し評価を行っている。

【課題】

単身高齢者が増加し、また、介護離職防止の観点から働きながら必要な介助ができる環境整備が求められる中、介助者が居宅の外にいる場合でも通信により利用者に関する必要な情報を把握するニーズが高まる可能性があるが、現在は居宅外との通信が可能な機能を備えた福祉用具を評価できていない。

【論点】

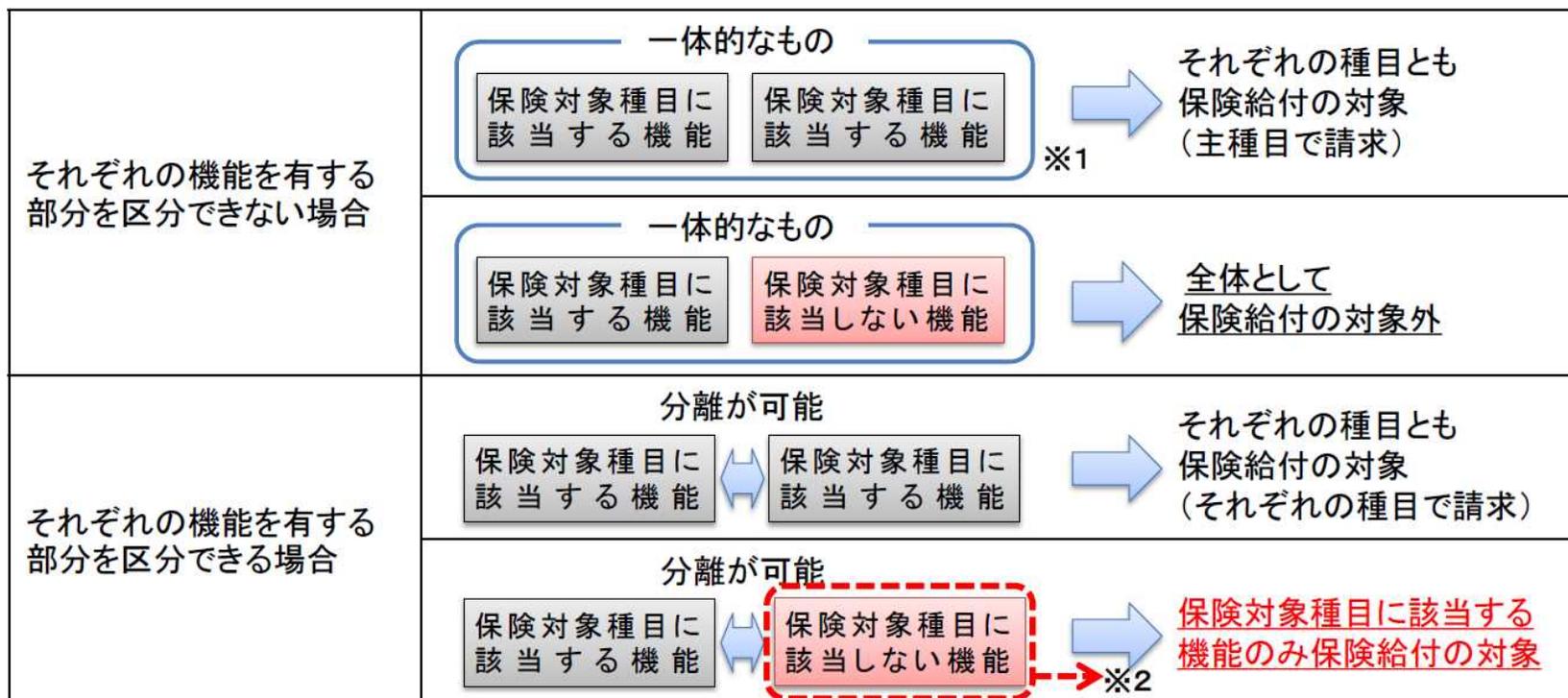
福祉用具の本来目的と一体不可分な通信機能を備えた福祉用具の検討・評価のあり方として、介助者の負担軽減の観点からも、居宅外で端末機器を利用する場面も含めて、個別に検討・評価することとしてはどうか。また、その場合に、どのような課題が考えられるか。

併せて、平成27年には複合機能を有する福祉用具について保険給付の対象となるケースを整理した。

検討会での議論

（介護保険の給付対象となる福祉用具について、2つ以上の機能を有するもののうち、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が 含まれる場合については、介護保険法に基づく保険給付の対象外として取り扱うこととしたが、）

福祉用具に求める機能以外に他の機能が付加されると、福祉用具の貸与（購入）価格が上がり、給付費の増大につながることを防止するための措置であり、一方で、福祉用具の機能を高め利便性が向上する複合機能もあることから、利用者の選択肢を充実させるといった観点から、保険対象種目に該当しない機能を利用者が必要に応じて追加し利用することを認めるため、具体的には「それぞれの機能を有する部分を区分できる場合」の保険対象種目の考え方を整理している。



※1 特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断。

※2 保険対象種目に該当しない機能に関する費用は自己負担で利用可。

平成27年に告示の解釈通知を改正した際に、認知症老人徘徊感知機器の通信機能について検討を行い、「福祉用具の種目に相当する部分」と「通信機能に相当する部分」を区分できる場合に限り給付の対象とした。

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」

（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）（赤字・下線は事務局）

第一

1～2（略）

3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

（以下略）

令和2年度に福祉用具・住宅改修の種目・種類の評価・検討の進め方について議論した際に、通信機能を含む、複合機能を備えた福祉用具については、「本来目的の機能と一体不可分な機能であること」等の「考慮する視点」を示した上で、この整理に沿って総合的に勘案し評価することが望ましいとされたが、実態を踏まえ当時は通知等の見直しには至っていない。

③ 保険適用の合理性の考え方

複合機能の評価方法

- 複合機能の評価にあたっては、利用者にとって不要な機能かどうかは個々の状況によって様々なことから、保険者や福祉用具専門相談員において、個別の適用の際に判断することが考えられる一方、判断結果にばらつきが生じる恐れがある。
- そのため、介護保険の福祉用具本来の目的である利用者本人の自立助長や介助者の負担軽減に寄与するものかどうかの観点から、総合的に勘案する。

（考慮する視点）

- ・ 本来目的の機能と一体不可分な機能であるもの（本来目的を果たすための機能として必要かどうか、本来機能を補完するものかどうかにより判断。）
- ・ 複合機能が日常生活における機能として欠かせない。

※ 現行において、通信機能を有する福祉用具で認められているものは「認知症老人徘徊感知機器」のみであるが、上記の整理に照らすと、通信機能であっても上記の考え方に当てはまる場合は、評価を行う。

複合機能を搭載した福祉用具のメンテナンス

通信機能等を搭載した福祉用具においては、事業者だけではメンテナンスが困難な場合が想定されることから、当該福祉用具のメンテナンスに関しては、開発企業等と連携することも含めて、対応を促していく。

1. 前回の振り返り

2. 主なご意見と対応の方向性について

- ① 前回提示した課題に対して
- ② 備えても良い通信機能の用途
- ③ 通信に要する費用の範囲
- ④ 通信機能を備えた福祉用具の評価・検証
- ⑤ その他

3. 見直し案及び論点

4. 参考資料

主なご意見と対応の方向性について ① 前回提示した課題に対して

現状は、認知症老人徘徊感知機器であって通信機能を有する部分が物理的に分離できる場合のみ福祉用具の種目に該当する部分が給付の対象になるとされており、居宅外の端末機器との間での通信も認められていないが、現状の製品開発やニーズとの乖離が生じているとのご意見があった。近年、通信機能を備えた用具が製品化されるようになり、通信機能部分のコストも低廉化していることに加え、介護者が居宅外にいるケースも増えると見込まれることから、物理的分離ができる場合に限っている運用や居宅内の通信に限っている運用を見直す必要があると考えられる。

主な御意見

【物理的分離について】

- 物理的に分けるとかえって別モデルを作りコストがかかると考えると物理的に分けなくても良く、その部分の費用は介護保険ではなく、利用者の自己負担となることをメーカーが示す運用ができれば本体部分を保険で見ることに對して国民の目線でおかしいとは思わないのではないか。
- 通信機能を省くことでかえって高くなる可能性もある。ある程度までは線引きして許容しないと遅れてしまうのではないかと。
- 技術が進んで安価に作れるようになり、機能制限版をつくるのがコストアップになることにもなりかねないとも懸念されるのではないかと。

【通信の範囲を居宅内から居宅外まで広げることについて】

- 認知症老人徘徊感知機器では屋外に出ようとした時に家族・隣人等へ通報するものと現行では規定しているだけであり、その枠組みを超えて屋外に出た利用者さんを探すことがニーズとしてすごく増えているのではないかと。
- 核家族がベースとなる中で同居を前提とする物に対して価値はどの程度あるのか。介助者が日中居宅にいない場合の被介護者の暮らしを考慮できていないのではないかと。

方向性

- 通信機能を分離することによる製造コストの増加や、モデム・Wi-Fi機能の追加費用が低廉であることを踏まえると、通信機能を備えた部分の物理的分離を前提とする運用を見直し、通信に要する費用が明確に分離されれば、給付の対象となっている福祉用具に通信機能を内蔵するものを給付対象に含めることとしてはどうか。
- 通信可能な範囲については、居宅内のみならず居宅外まで広げることとしてはどうか。

主なご意見と対応の方向性について ②備えてもよい通信機能の用途

通信機能の用途として、利用者の安否把握、安全・安心に寄与するもの及び機器のメンテナンスに資するものについては認めてはどうかのご意見があった。一方で、給付の対象となる福祉用具の本来機能に付属する通信機能についてどの範囲まで認めることとするのか、懸念を示された意見があった。ご意見を踏まえた方向性として、通信機能の用途を限定することが考えられる。

主な御意見

【備えてもよい通信機能の用途について】

- 徘徊する老人が多い中でGPSで探す、遠隔の介護で安否確認や家族がいない場合の状態把握ができる等があるのではないか。
- 介護負担軽減、利用者の生命の安全安心に寄与するものは認めていくべき。単身高齢者だけでなく認知症高齢者も急増すると想定される。ご本人のプライバシー・同意の課題もあるが、今後を考えると、通信の目的がご本人の安全確保、生命の安全を確保する目的がある程度立証できれば、認めることも検討して良いのではないか。
- スマートフォン・Bluetoothによる機器情報の収集により、操作ログが一定程度貯まりエラーコードが分かる。メンテナンス・モニタリングを可能とするという観点で通信機能は非常に有効ではないか。
- 故障時の故障原因の追究等にはBluetoothが付くことでやり易くなるし、SIMカードを挿入する、Wi-Fiに繋がれば、異常があった時に原因の追及あるいはモニタリング等に生きる機能になると期待ができるのではないか。
- 認知症老人徘徊感知機器以外に広げることも考えると、例えば電動車椅子にナビゲーションをつけたら認めるのか。また、車椅子、ベッドにインターホンをつけると通信機能となるが認めるのか。それはかなり無理があるのではないか。

方向性

- 給付の対象となる福祉用具の本来機能に付属する通信機能の用途としては、利用者の安心・安全の確保や、機器のメンテナンスやモニタリングに資するものに限り認めることとしてはどうか。

主なご意見と対応の方向性について ③通信に要する費用の範囲

通信機能を有する福祉用具の費用負担については、それが明確にされることで開発する企業にとっても分かり易くなるとの指摘があった。また、給付の範囲については、アプリケーションの費用や通信料金は給付対象外である等の要件を示すことが必要とのご意見があった。これらのご意見を踏まえ、通信機能を備えた福祉用具の給付の範囲について、通信費用や端末、モデム・ルーターの購入に要する費用は明確に分離することが考えられる。

主な御意見

【通信に要する費用の範囲について】

- 通信するためのWi-Fiの工事は保険給付の対象にはならないが、SIMカードスロットや、モデム・ルーターは許容できる。
- 諸外国でIoT化は進んでいて通信機能を有するものが増えている。台湾でも通信機能を有する福祉用具をレンタルしていくことが政府として示された。台湾では本体費用はレンタルで、ただし、利用料や通信によって生じるリスクは自己責任との形でやっていくというようなことが出ているので参考になるのではないか。
- 検知の技術は一般化しており、どこでも誰でも使う技術である。家の外に出た後の把握は一般化された技術であり、介護保険とは関係ない。通信機能のコストの上乗せは、本来機能プラス上乗せの部分は自費であるべき。公正性の観点から機能の無い物の価格を基準にすべき。今の技術はほぼ全てがアプリ上で何をするかという話で、アプリの価格は載せられないとするのが今は一番自然ではないか。

方向性

- 通信機能を備えた福祉用具の給付の範囲について、通信費用（例：月々の通信料金やアプリケーションのサブスクリプション等）、受信端末の費用（例：スマートフォンやタブレット等の端末の導入費用）、福祉用具に内蔵されたものを除く通信環境の整備に要する費用（例：モデム・ルーターの整備費用）は給付対象外とする旨を明確にすることとしてはどうか。

主なご意見と対応の方向性について

④通信機能を備えた福祉用具の評価・検証

通信機能については個別に議論をすべきとの意見や、モデル的に通信機能で得られたデータを蓄積し、評価すべきなどのご意見があった。ご意見を踏まえ、新規の通信機能を備えた福祉用具の評価や給付の対象となる福祉用具に付属する通信機能の用途の拡大については引き続き本評価検討会において個別に検討することとし、その効果については給付後にモニタリングしていくことが考えられる。

主な御意見

【通信機能を備えた福祉用具の評価・検証について】

- 認知症老人徘徊感知機器の取扱いは、前提として認知症老人徘徊感知機器自体が通信機能を持っていたが、後から普及してくるものどのように分離しますかという話であった。今回は全く新しく、今ある福祉用具に通信機能を付加することはどうしたらできるかという議論であり、この議論は個別の案件ごとに、議論としたほうが進んでいく。そうでないと空中戦にばかりなっていくのではないか。
- 通信機器は技術革新が進んでいて何にでも付けられる。国民が負担する保険給付とするべきかは、診療報酬と同じようにエビデンスが必要。付加価値が高まりコストはかかったとしても、最終的に自立支援になる方が増える、要介護認定が遅くなる、利用者の活動やウェルビーイングがどのように変化したか、総合事業等でどういう活動をしているか、若しくは重症化しないようにLIFEのデータを集めるであるとか、エビデンスが出てくる時代である。コストを考えないといけないのではないか。
- 何でも付けられるというのは認め難いと思うこともあるが、普及においてまず使ってもらう観点も必要。モデル事業等、何かきっかけがないと難しいのではないか。
- 今現在の給付をどのように抑えるかより、逆に先行投資で色々なデータを取るためモデル事業やコホート研究を行い、情報を集める事に対して先行投資をしてデータを貯めていかなければいけない。そのためにも、保険給付とは別財源を使ってでも、通信機能、デジタル機能についてデータを貯めていくことも考えていく必要があるのではないか。

方向性

- 福祉用具の本来機能として通信機能を備えた福祉用具は、現時点では認知症老人徘徊感知機器や排泄予測支援機器が該当するが、今後新しい種目を追加する場合の評価には慎重な検討を要することから、引き続き、本検討会において個別に評価・検討することとしてはどうか。
- 給付の対象となっている福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具は、用途を限定して認めることとしたいが、これらの対象製品については、商品コードを付与する際に、有識者の意見を聴いて通信機能の用途として適切かを確認することとしてはどうか。確認された製品については、別途、その効果をモニタリングすることとしてはどうか。
- 上記の通信機能の用途を拡大する必要がある場合は、本検討会において個別に評価・検討することとしてはどうか。

主なご意見と対応の方向性について

⑤ その他

その他のご意見として、通信機能を備えた福祉用具を使いこなせない高齢者への対応や、通信機能の不具合時に生じるリスクへの対応について整理が必要とのご意見があった。ご意見を踏まえ、福祉用具専門相談員と介護支援専門員が必要性的について検討し利用者等への説明と同意を得るよう周知することや、メーカー等に対し、不具合により生じる様々なリスクを明らかにし、情報提供をすることとしてはどうか。

主な御意見

【その他】

- スマートフォンが使える人は良いかなと思うが、逆にそれを使いこなせない方が結構いるのではないか。
- 通信がうまくいかないことは当然ある。そこに対して、責任の範囲内なのかをどう考えるのか。通信がうまくいかないこと自体をもって商品の不具合だとはならないと思うので、その整理はしなければならないのではないか。

方向性

- 利用者が通信機器の活用が困難である場合も想定されることから、通信機能を備えた福祉用具の選定に当たっては、福祉用具専門相談員と介護支援専門員等が必要性的について検討し、必要性があると認められれば、利用者又はその家族に説明し同意を得ることとしてはどうか。
- 通信環境や通信機能の不具合により生じる様々なリスクについては、製造企業が利用に関する注意事項等を具体的に明らかにし、取扱説明書等に明記する等の方法により情報提供をすることとしてはどうか。

1. 前回の振り返り

2. 主なご意見と対応の方向性について

- ① 前回提示した課題に対して
- ② 備えても良い通信機能の用途
- ③ 通信に要する費用の範囲
- ④ 通信機能を備えた福祉用具の評価・検証
- ⑤ その他

3. 見直し案及び論点

4. 参考資料

見直し案：通知の一部改正（案）①

通信機能を有する福祉用具の取扱いに関しては、平成27年に複合的機能を有する福祉用具について、福祉用具と通信機能を有する部分の物理的分離を行っている場合に限り給付対象とする改正を行ったところであるが、主なご意見と対応の方向性を踏まえ、通信機能を有する福祉用具の取扱いについて改めて別項を立てて整理することが考えられる。

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の一部改正（案）

（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）（※赤字・青字・下線は事務局）

第一 福祉用具

1～2（略）

3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 4②に該当するものを除いて、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。



赤字下線部を削除

第二 住宅改修（略）

見直し案：通知の一部改正（案） ②

主なご意見とその対応の方向性を踏まえ、通信機能を有する福祉用具の取扱いとして、「本来機能として通信機能を備える福祉用具」と「本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具」を区別し、後者については、通信機能の用途を明確にする案（利用者の安心・安全の確保に資する機能とメンテナンスに資する機能）が考えられるのではないかと。

（続）通知の一部改正（案）

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」

（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

第一 福祉用具

1～3 （略）

4 （新設）

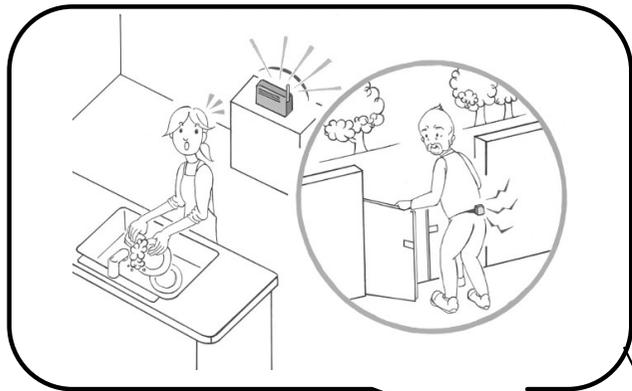
通信機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具販売の種目に該当するもののうち、当該福祉用具の本来機能として通信機能を備える認知症老人徘徊感知機器及び排泄予測支援機器は、居宅外との通信機能を有する福祉用具についても給付の対象とする。
- ② 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具販売の種目に該当するもののうち、当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具については、通信機能により利用者の安心・安全の確保を図る観点から、福祉用具の利用状況の把握ができるもの又は福祉用具の安全な利用に資するもので、次のいずれかに該当するものは給付の対象とする。
 - a) 福祉用具の利用の有無や利用者の位置情報を介護者に通知するもの。
 - b) 用具の維持管理や修理交換に資する福祉用具の情報を利用者又は介護者に通知するもの。
- ③ 通信費用（例：月々の通信料金やアプリケーションのサブスクリプションの費用を含む）、受信端末の費用（例：スマートフォンやタブレット等の端末の導入費用）、福祉用具に内蔵されたものを除く通信環境の整備に要する費用（例：モデム・ルーターの整備費用）は給付の対象外とする。

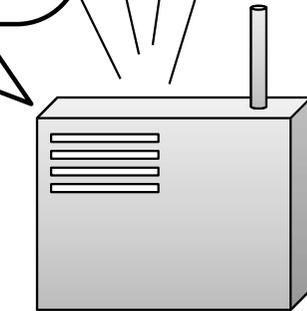
第二 住宅改修 （略）

保険対象種目に該当する機能と保険対象種目に該当しない機能が混在している場合であって、それぞれの機能が分離可能な場合の取扱イメージ

介護保険の対象となる機能



介護保険の対象として
想定している利用例



認知症老人
徘徊感知機器

分離可



利用者が必要に応じて選択し 利用できる機能

屋外で情報をキャッチ

自己負担で
利用可



利用者が選択的に
追加する機能
(オプション)



メール等でお知らせする機能

※メール等でお知らせする機能に係る主な
機能・構造等は本体外であるオプションに
帰属。

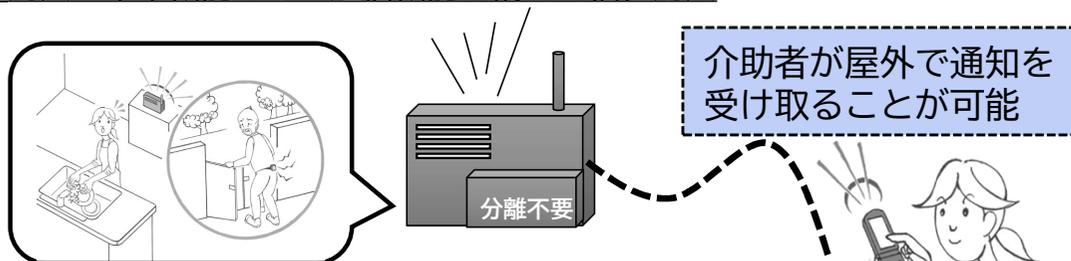
見直し案：通知の一部改正（案）のイメージ

これまでの主なご意見とその方向性を踏まえ、通信機能を備えた福祉用具の取扱いのイメージとして次のような整理が考えられる。

見直した場合の取扱い

介護保険の対象となる機能

①用具の本来機能として通信機能を備えた福祉用具



②用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具



通信機能を内蔵

通信機能により利用者の安心・安全の確保を図る観点から、福祉用具の利用状況の把握ができるもの又は福祉用具の安全な利用に資するものに限定

介護保険の対象外となる機能



- ・ 月々の通信料金、アプリケーションの利用やサブスクリプション等の費用
- ・ スマートフォン・タブレット等の端末の調達費用
- ・ 福祉用具に内蔵されたものを除く、モデム・ルーター等の通信機器の調達費用

※自己負担で用意する場合は、選択的に追加する機能に制限はない。

※事業者への通知は、別に契約による定めを要する。

関係団体への周知・連携について

主なご意見と対応の方向性を踏まえ、製造メーカー、福祉用具貸与・販売事業所、福祉用具専門相談員、介護支援専門員等へ周知し、協力を求めることとしてはどうか。

連携・協力を求める事項（案）

（製造メーカー、福祉用具貸与・販売事業所向け）

- 福祉用具の製造メーカー及び販売に携わる企業は、通信機能を有する福祉用具を利用する対象者の状態とその使用場面及び利用に関する注意事項を具体的に明らかにし、当該福祉用具の利用を検討する際の参考となる情報の提供をお願いする。

（介護支援専門員、福祉用具専門相談員向け）

- 介護支援専門員は、福祉用具専門相談員等と連携して通信機能を有する福祉用具を利用する際には、その必要性を居宅サービス計画書に記載し、利用者等に説明し同意を得るようお願いする。
- 福祉用具専門相談員は、通信機能を有する福祉用具の利用を提案する際には、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ導入の必要性について介護支援専門員をはじめとする専門職と検討し、必要性があると認められれば、利用者及びその家族に通信機能の利用について説明し、利用者の同意を得るようお願いする。

論点：介護保険の給付対象の範囲について

これまでのご意見を踏まえ、当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について「通信機能により利用者の安心・安全の確保を図る観点から、福祉用具の利用状況の把握ができるもの又は福祉用具の安全な利用に資するもの」としてどのような機能・用途が考えられるか。

参考として以下のような機能・用途等も想定されるところ、これらの例示を参考としつつ、介護保険の給付対象の範囲について御意見を頂きたい。

- a) 当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、福祉用具の利用の有無や利用者の位置情報を介護者に通知するものとして考えられる機能・用途の参考例

用途・機能の例	搭載種目の例
利用の有無・位置情報を通知する機能	歩行器、車いす 等
転倒・横転情報を通知する機能	歩行器、車いす 等

- b) 当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、用具の維持管理や修理交換に資する福祉用具の情報を利用者又は介護者に通知するものとして考えられる機能・用途の参考例

用途・機能の例	搭載種目の例
バッテリーの状態を通知する機能	電動車いす、移動用リフト、歩行器 等
機器の異常を検知し通知する機能	床ずれ防止用具、歩行器、特殊寝台 等
機器の操作履歴情報を通知する機能	電動車いす、歩行器、特殊寝台 等
機器の故障（エラーコード）を通知する機能	電動車いす、床ずれ防止用具、歩行器、 特殊寝台 等

1. 前回の振り返り

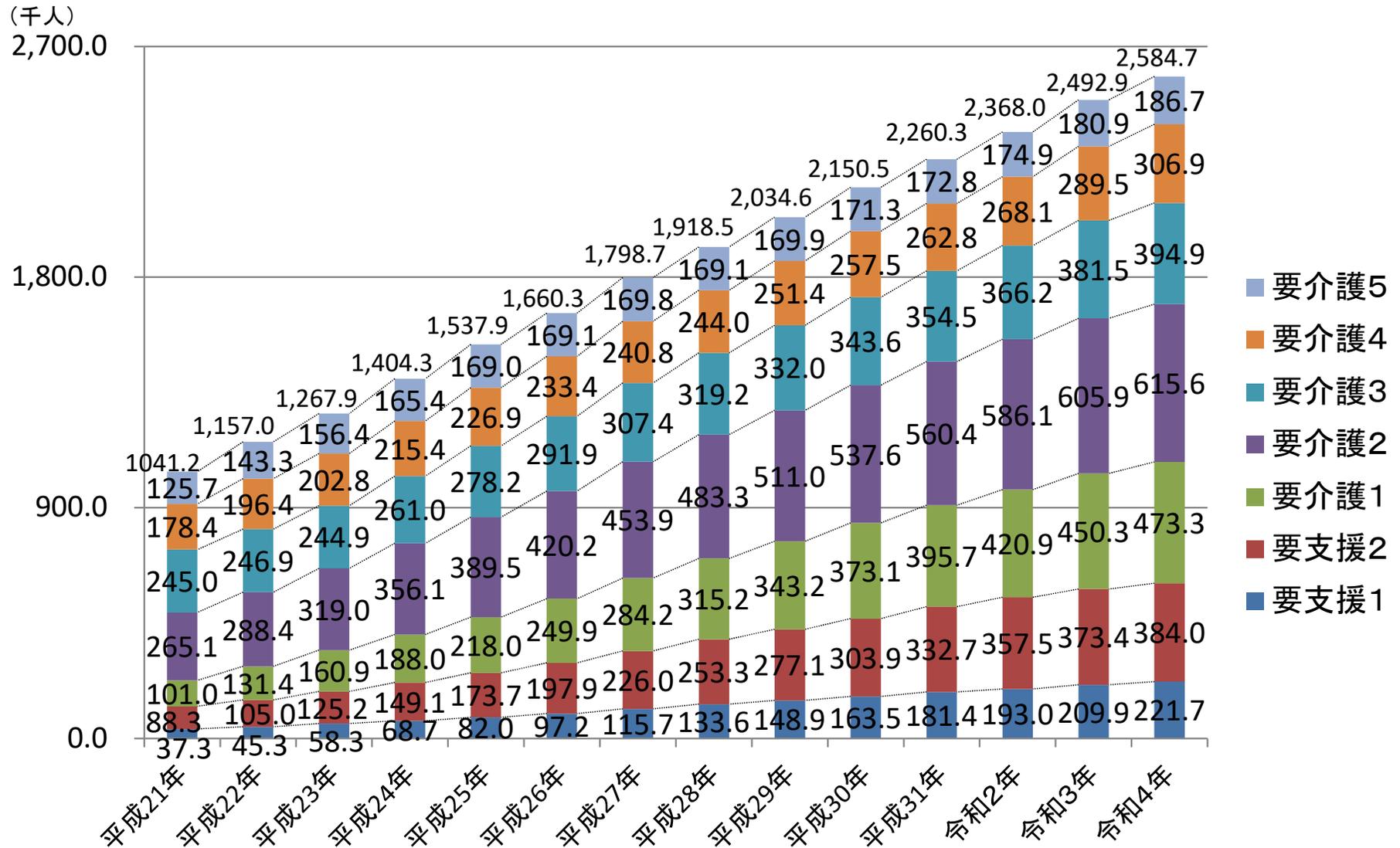
2. 主なご意見と対応の方向性について

- ① 前回提示した課題に対して
- ② 備えても良い通信機能の用途
- ③ 通信に要する費用の範囲
- ④ 通信機能を備えた福祉用具の評価・検証
- ⑤ その他

3. 見直し案及び論点

4. 参考資料

福祉用具貸与の受給者数



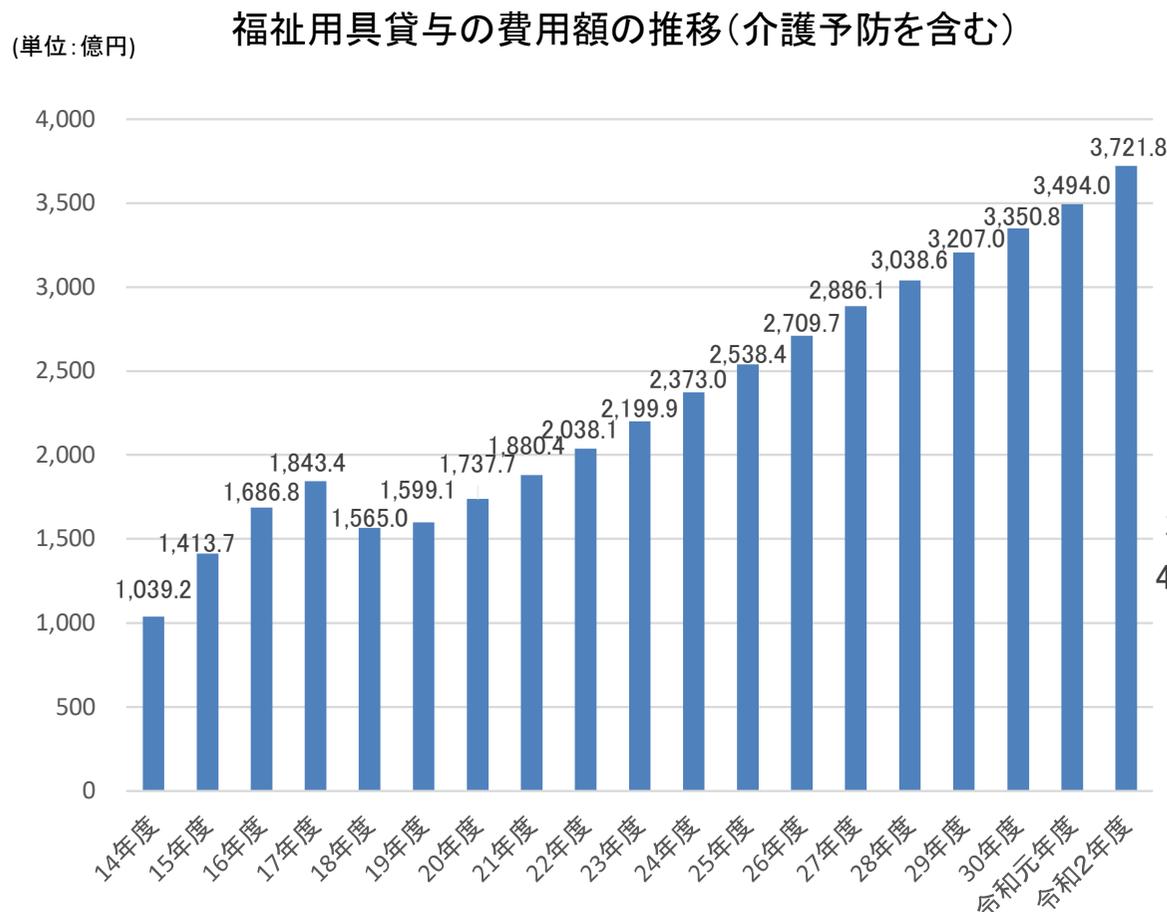
※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

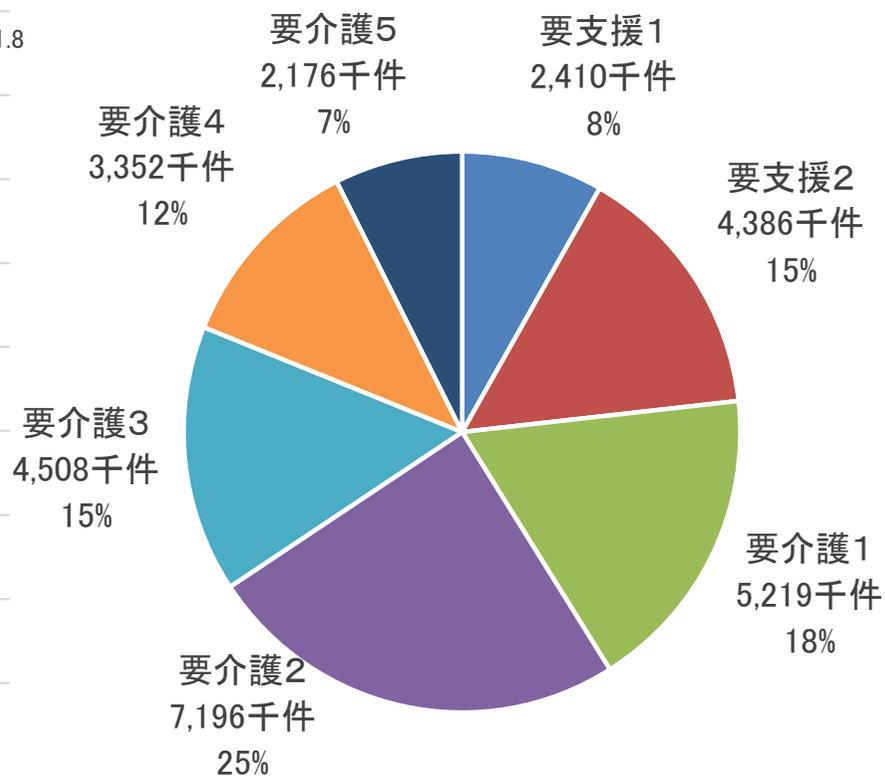
福祉用具貸与の保険給付の状況

- 令和2年度の福祉用具貸与の費用額は約3,722億円（対前年比約6%増）である。
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約6割を占めている。



出典: 介護保険事業状況報告年報(各年度)

福祉用具貸与の要介護度別給付件数
(年間延べ請求件数) 総数: 29,248千件



出典: 介護保険事業状況報告年報(令和2年度)

参考資料 受給者1人当たり費用額と福祉用具の登録件数の推移

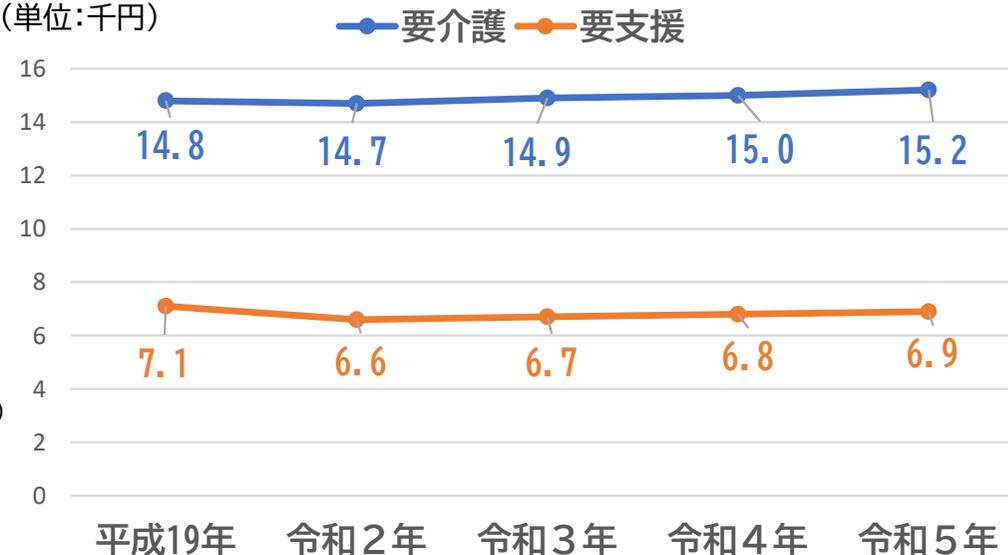
○(介護予防)福祉用具貸与の受給者1人当たり費用額は、平成19年から大きく変動していない。

※ 平成19年4月の要介護1～5の受給者1人当たりの月額費用額は14.8万円、要支援1～2の受給者1人当たりの費用額は7.1万円であった。

※ 令和5年4月の要介護1～5の受給者1人当たりの月額費用額は15.2万円、要支援1～2の受給者1人当たりの費用額は6.9万円であった。

出典：介護給付費等実態統計(令和2年～5年の各年4月審査(各年3月サービス提供)分より)
介護給付費等実態調査(平成19年4月審査(平成19年3月サービス提供分より))

図表1:福祉用具貸与の受給者1人1月当たりの費用額
(単位:千円)



○福祉用具情報システム(TAIS)に、国内の福祉用具製造事業者又は輸入事業者から登録された福祉用具貸与の対象物品の件数は、年々増加傾向にある。
(図表2)福祉用具貸与の対象物品の件数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1車いす	1,106	1,187	1,265	1,346	1,511	1,658	1,774	1,925	1,966	2,041	2,068
2車いす付属品	591	642	722	828	1,018	1,169	1,280	1,353	1,403	1,430	1,441
3特殊寝台	680	745	828	1,029	1,158	1,280	1,337	1,669	1,686	1,841	1,924
4特殊寝台付属品	937	1,045	1,147	1,276	1,477	1,546	1,649	1,757	1,809	1,866	1,907
5床ずれ防止用具	309	364	454	481	591	660	693	762	790	821	814
6体位変換器	62	81	90	105	128	147	181	191	207	213	227
7手すり	463	516	614	806	1,145	1,298	1,453	1,674	1,900	2,466	2,604
8スロープ	191	221	346	382	460	469	489	519	529	529	552
9歩行器	442	474	521	549	662	716	741	776	820	872	910
10歩行補助つえ	225	236	252	262	306	332	354	367	383	387	396
11認知症老人徘徊感知器	42	62	148	236	309	357	405	430	446	445	475
12 移動用リフト (つり具の部分を除く)	246	262	287	313	368	395	414	429	439	465	474
13自動排泄処理装置	6	6	6	7	7	9	10	11	10	10	10
合計	5,300	5,841	6,680	7,620	9,140	10,036	10,780	11,863	12,388	13,386	13,802

出典：公益財団法人テクノエイド協会より令和6年2月分までの情報提供を受けて作成

介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業

リビングラボネットワーク – 開発実証のアドバイザーボード兼先行実証フィールドの役割 –

○人手不足等の様々な課題に対して、各リビングラボの特性（研究実証型、現場実用型）を最大限活用して対応できるよう、リビングラボのネットワークを構築し、以下の内容を実施。

（１）政策的課題に対する対応

■政策的課題に対する解決策の検討

- ・テクノロジーを活用して効率的な人員配置を行う介護施設等における、ケアの質の維持・向上や職員の負担への影響を整理し、報告書をまとめる。
- ・大規模実証における実証方法やデータ分析の専門的な技術的助言。

（２）個別の開発企業への対応

■個別の機器に対する安全性や利用効果の科学的な実証（現場導入前の先行実証）

■実証方法やデータ分析の専門的な技術的助言

介護分野のリビングラボの代表例



介護現場における実証フィールド – エビデンスデータの蓄積 –

想定する
フィールド

- ・各ラボが提携する協力施設
- ・関係団体との連携による協力施設 等

実証内容

（１）政策的課題に対する対応

○介護サービスの質の向上・効率的なサービス提供に向けた介護施設での大規模実証 等

※令和２年度に老健事業やモデル事業で実施した成果を基に、令和３年度以降、実証フィールドでの大規模実証を順次実施。

（２）個別の開発企業への対応

○開発企業等による実証（随時）

リビングラボネットワーク — 開発実証のアドバイザリーボード兼先行実証フィールドの役割 —

学校法人藤田学園
ロボティクスマートホーム



国立研究開発法人
国立長寿医療研究センター



国立大学法人東北大学
青葉山リビングラボ



独立行政法人労働者健康安全機構
吉備高原医療リハビリテーションセンター



国立大学法人九州工業大学
スマートライフケア共創工房



社会福祉法人善光会
Care Tech ZENKOUKAI Lab

国立研究開発法人産業技術総合研究所
リビングラボ



SOMPOホールディングス株式会社
Future Care Lab In Japan



■リビングラボ一覧■ (8カ所)

<p>Care Tech ZENKOUKAI Lab (社会福祉法人 善光会 サンタフェ総合研究所)</p> <p>東京都大田区東糀谷六丁目4番17号 TEL: 03-5735-8080 アドレス: sfri@zenkoukai.jp</p>
<p>Future Care Lab in Japan (SOMPOホールディングス株式会社)</p> <p>東京都品川区東品川4-13-14 グラスキューブ品川10階 TEL: 03-5781-5430 問い合わせ先: https://futurecarelab.com/</p>
<p>柏リビングラボ (国立研究開発法人 産業技術総合研究所)</p> <p>千葉県柏市柏の葉6-2-3 東京大学柏IIキャンパス内 社会イノベーション棟 TEL: 029-861-3427 アドレス: M-living-lab-ml@aist.go.jp</p>
<p>藤田医科大学 ロボティクスマートホーム・活動支援機器研究実証センター</p> <p>愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1番地98 藤田医科大学院内 TEL: 0562-93-9720 アドレス: cent-rsh@fujita-hu.ac.jp</p>
<p>国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 健康長寿支援ロボットセンター</p> <p>愛知県大府市森岡町7-430 TEL: 0562-46-2311 アドレス: carrl@ncgg.go.jp</p>
<p>スマートライフケア共創工房 (国立大学法人 九州工業大学)</p> <p>福岡県北九州市若松区ひびきの2-5 情報技術高度化センター TEL: 093-603-7738 アドレス: slc3lab-technical-support@brain.kyutech.ac.jp</p>
<p>吉備高原医療リハビリテーションセンター</p> <p>岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 TEL: 0866-56-7141 アドレス: syomu@kibiriah.johas.go.jp</p>
<p>青葉山リビングラボ (国立大学法人 東北大学)</p> <p>宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6-6 アドレス: living-lab@sr.mech.tohoku.ac.jp</p>

通信機能の有無による比較①（電動車いす）

通信機能の用途の相違により介護保険適用の有無が異なっている事例

	①WHILL Model C2	②WHILL Model CK2	③WHILL Model CK
			
価格	487,000円 レンタルなし	487,000円 レンタル26,700円/月	450,000円 レンタル26,430円/月
通信	Bluetooth対応	Bluetooth対応	—
通信機能の用途(目的)	リモート操作機能等 (スマートフォンによる遠隔操作)	メンテナンス対応 (スマートフォンによる機器情報収集)	—
(参考) 介護保険適用 (テクノエイド協会HPより)	×	○	○
備考	令和2年9月発売	令和2年9月発売	平成29年4月発売

※出典 公益財団法人テクノエイド協会 「福祉用具情報システム」 (<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>) より作成 (令和6年9月時点)

※製品の掲載に当たっては製造した企業の許諾を得て行っている。

通信機能の有無による比較②（特殊寝台）

通信機能を備えるが、本体と受信端末を分離し、居宅内での通信に要する費用は保険適用外と整理している事例

	楽匠プラス (KQ-A6311 Hタイプ 3モーション 多機能ボード 91cm幅)	楽匠Z 3モーション セーフティラウンドボード (KQ-7331 3モーター 91cm幅)
	 <p>令和2年8月発売</p>	 <p>平成26年1月発売</p>
価格	オープン価格 レンタル 10,600円/月	オープン価格 レンタル 10,430円/月
通信	Bluetooth対応	搭載なし
通信機能の用途(目的)	<ul style="list-style-type: none"> ・ベッドのリクライニング等の操作 (スマートフォンによるベッド操作) ・呼び出し通知を送信できる (専用端末及びスマートフォンで受信) 	—
(参考) 介護保険適用 (テクノエイド協 会HPより)	○	○
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・本体と受信器（スマートフォン、専用端末）は分離されており、通信部分は保険外と整理されている。 ・実際はベット本体に発信する機能は搭載されている。 	

※出典 公益財団法人テクノエイド協会 「福祉用具情報システム」 (<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>) より作成（令和6年9月時点）

※製品の掲載に当たっては製造した企業の許諾を得て行っている。

通信機能の有無による比較③（ポータブルトイレ）

排泄状況の把握等のため、居宅外を含めた通信が可能であるが、介護保険の適用外となっている事例

	FX-30 自動計測タイプ 	FX-30 標準便座 	(参考) 家具調トイレセレクトR 標準便座 
価格	132,000円	40,150円	78,100円
通信	Wi-Fi対応	搭載なし	搭載なし
通信機能の 用途(目的)	排泄状況の自動計測 (排泄重量、着座時刻、着座時間) 排泄関連の情報通知 (着座、離座、バケツ交換等)	—	—
(参考) 介護保険適用 (テクノエイド協 会HPより)	×	○	○
備考	・ケアの質の改善に関する情報を、負担なく取得するための通信機能		

※出典 公益財団法人テクノエイド協会 「福祉用具情報システム」 (<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>) より作成 (令和6年9月時点)

※製品の掲載に当たっては製造した企業の許諾を得て行っている。

通信機能の有無による比較④（歩行器）

同一メーカーの電動アシスト付き歩行支援用具の開発において、通信機能を搭載した事例

	RT.1	RT.2	RT.3
			
価格	250,800円（参考価格） レンタルなし	133,800円 レンタル 6,930円/月	149,000円 レンタル 7,740円/月
通信	GPSと3G対応	搭載なし	搭載なし
通信機能の用途(目的)	利用者の情報収集 (活動量測定) (見守り&位置情報確認) (緊急通知)	—	—
(参考) 介護保険適用 (テクノエイド協 会HPより)	×	○	○
備考	令和6年5月31日販売終了	・音声機能付 ・生産終了（販売中）	・音声機能付

※出典（RT.2及びRT.3）公益財団法人テクノエイド協会 「福祉用具情報システム」 (<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>) より作成
(令和6年9月時点)

※RT.1はRT.ワークス株式会社の許諾を得てHPを参照し作成（参照先：<https://www.rtworks.co.jp/product/rt1.html>）